

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 落札者決定基準

1 本基準の位置づけ

本基準は、県が「知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、最も優れた入札参加者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は、本事業の入札に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

2 落札者の決定方法

本事業は、知多浄水場、篠川取水場及び弥富ポンプ場の計装設備・電気設備の更新整備及び維持管理業務について、従来の仕様発注ではなく、性能発注により民間事業者に一括発注することで、民間事業者の技術力や創意工夫を最大限發揮し、効率的な設備更新及び安定した浄水場運用の継続を図ることを目的としている。このため、落札者の決定にあたっては、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、本事業を着実に実施できる技術力を総合的かつ適正に評価し、価格と技術の両面から最も評価の高い者を落札者とする、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式を採用する。

3 審査の進め方

審査は、入札参加資格要件の充足を確認する「資格審査」と、提案内容を評価する「提案審査」の 2 段階にて実施する。「提案審査」では、技術提案書の内容による評価点（以下、「技術点」という。）に入札価格による評価点（以下、「価格点」という。）を加算した評価点（以下、「総合評価点」という。）を算出する。

4 資格審査

県は、応募者から提出された入札参加申込書兼資格審査申請書において、入札説明書等に記載した参加資格要件の充足を確認し、その結果を応募者に対して通知する。参加資格要件を満たしていない場合、当該応募者は失格とする。

5 提案審査

（1）技術点に関する評価

（ア）プレゼンテーション

提案者は、提出した技術提案書について、提案の趣旨等を説明するため、プレゼンテーションを行う。プレゼンテーションにおいての説明及び質疑応答で回答した内容は、本入札に係る提案事項の一部とする。

(イ) 審査項目及び配点

県は、提案者のプレゼンテーションを踏まえ、審査項目ごとに評価の視点に挙げた事項を考慮した上で、提案内容及びその実現可能性について審査を行う。提案内容を評価する際の審査項目及び配点は表1のとおりとする。

表1 審査項目及び配点

審査事項		配点
提案内容	① 設計に関する事項	280点
	② 施工に関する事項	220点
	③ 維持管理に関する事項	90点
	④ 新技術に関する事項	60点
	⑤ 企業の技術力に関する事項	35点
	⑥ 配置予定技術者に関する事項	15点
	合計	700点

(ウ) 採点基準

提案内容の採点基準は表2のとおりとする。

加算点の評価は各項目において、A～Eの5段階評価とし、Cを標準として各段階を相対的に評価する。なお、提案内容の品質を確保する観点から、いずれの提案者も提案内容の採点結果が390点未満であった場合は失格とする。

表2 採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	標準的である	各項目の配点×0.6
D	やや劣っている	各項目の配点×0.4
E	劣っている	各項目の配点×0.2

(エ) 企業の技術力に関する事項

元請として、過去15年間（平成22年4月1日から入札参加申込書兼資格確認申請書を提出する前日まで）に完了した日本国内の計装設備及び電気設備の工事実績（30点）を次のとおり評価する。工事実績とは次に掲げる工事をいう。

<計装設備>

- ・公称施設能力5万m³/日以上の規模を有する上水道の浄水場の施設全体に係る監視

制御設備の新設又は更新工事

- ・公称施設能力 5 万 m³/ 日以上の規模を有する工業用水道の浄水場の施設全体に係る監視制御設備の新設又は更新工事

<電気設備>

- ・公称施設能力 5 万 m³/ 日以上の規模を有する上水道の施設（浄水場、取水場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事
- ・公称施設能力 5 万 m³/ 日以上の規模を有する工業用水道の施設（浄水場、取水場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事
- ・公称施設能力 5 万 m³/ 日以上の規模を有する下水道の施設（処理場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事

表 3 企業の実績に係る配点

分類	評価	配点
計装設備	4 件以上	15 点
	3 件	10 点
	2 件	5 点
電気設備	4 件以上	15 点
	3 件	10 点
	2 件	5 点

また、公的資格認証（5 点）については、次のとおり評価する。

品質マネジメントシステム（ISO9001）及び環境マネジメントシステム（ISO14001）認証取得の有無（この入札に参加する営業所が認証されていること。）とする。

表 4 企業の公的資格認証に係る配点

評価	配点
何れも取得	5 点
何れか一方取得	2.5 点
取得なし	0 点

(オ) 配置予定技術者に関する事項

配置予定の監理技術者について、過去 15 年間（平成 22 年 4 月 1 日から入札参加申込書兼資格審査申請書を提出する前日まで）に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として従事した日本国内の計装設備又は電気設備の工事実績（15 点）を次のとおり評価する。工事実績とは次に掲げる工事をいう。

<計装設備>

- ・公称施設能力 5万m³/日以上の規模を有する上水道の浄水場の施設全体に係る監視制御設備の新設又は更新工事

- ・公称施設能力 5万m³/日以上の規模を有する工業用水道の浄水場の施設全体に係る監視制御設備の新設又は更新工事

<電気設備>

- ・公称施設能力 5万m³/日以上の規模を有する上水道の施設（浄水場、取水場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事

- ・公称施設能力 5万m³/日以上の規模を有する工業用水道の施設（浄水場、取水場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事

- ・公称施設能力 5万m³/日以上の規模を有する下水道の施設（処理場、ポンプ場）における工事のうち、高圧以上の受変電設備の新設又は更新工事

なお、機器製作期間と現場施工期間を分割した工事である場合、現場施工期間の施工実績を有するものとする。また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、完成日を含む現場施工期間の半数以上かつ次に掲げる主要工種に直接従事した経験を有するものとする。

【主要工種】

計装設備：施設全体に係る監視制御設備の設置工事

電気設備：高圧以上の受変電設備の設置工事

表5 配置予定技術者の実績に係る配点

評価	配点
4件以上	15点
3件	10点
2件	5点

(2) 価格点に関する評価

(ア) 入札価格の確認

県は、入札書に記載された金額が予定価格を超えていないことを確認し、入札価格が予定価格を超える場合は当該入札参加者を無効とする。なお、入札参加者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様に入札を実施し、予定価格を超えていない有効な入札があった場合は、本基準に基づき技術点及び価格点を付与し、落札者を決定する。

(イ) 入札価格の評価

価格点の算出に必要な予定価格並びに評価対象となる入札価格は、設計・施工業務に係る費用、維持管理業務に係る費用の合計とし、新技術の整備・維持管理業務に係る費

用は除く。価格点は次の考え方に基づいて算出する。

(価格点算出計算式)

$$\text{価格点} = 300 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

6 総合評価点

(1) 総合評価点の内訳

総合評価点は 1,000 点満点とし、得点配分は技術点 700 点、価格点 300 点とする。価格点は、小数点以下第 3 位を四捨五入するものとする。

(2) 最優秀提案の選定

総合評価点が最大となる提案を最優秀提案として選定する。

7 落札候補者の決定

県は、最優秀提案の入札参加者を落札候補者として決定とする。

なお、最優秀提案が複数ある場合には、当該入札参加者がくじ引きを行い、くじ引きの結果をもって、県は落札候補者を決定する。